

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A県B市に本社のある衣料品・化粧品等の商社、Cに入社し、D支店、E支店、F支店及び本社等を経て、平成〇年〇月からG支店（以下「事業場」という。）において、衣料品等販売の営業スタッフとして販売代理店への育成・指導等の業務に従事していた。

請求人によると、平成〇年〇月下旬頃に事業場関係者等から痩せたことを指摘されたので、がんや心臓などの検査を受けるために、同年〇月〇日にH病院に受診したところ、同院メンタルヘルス科において、「うつ病」（以下「本件疾病」という。）と診断された。その間、請求人は、平成〇年〇月の事業場着任当初から病気のため話が通じない等の異例な代理店を担当し、さらに、平成〇年〇月から有名なクレマーである代理店を担当するなど、負担が増加したことにより本件疾病を発病したとして、監督署長に療養補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の付加的判断

(1) 精神障害発病の有無及び発病の時期について

I 医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、請求人は、平成〇年〇月頃から体重減少、興味の喪失などの症状がみられ、意欲、食欲、集中力の低下及び抑うつ気分等が出現した同年〇月下旬頃、本件疾病「F 3 2 うつ病エピソード」を発病したものと判断しており、当審査会としても、請求人の申述及びJ 医師の意見等から、I 医師の医学的見解は妥当であると判断する。

(2) 精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長は、「心理的負荷による精神障害の認定基準について（平成23年12月26日付け基発1226第1号）」（以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考え、以下、認定基準に基づいて、請求人に発病した本件疾病の業務起因性について検討する。

(3) 請求人の発病前おおむね6か月間に起きた業務による出来事について、請求人らは、認定基準別表1の「特別な出来事」に該当する出来事は主張しておらず、また、当審査会として請求人の業務実態を精査するも、同出来事に該当する出来事は認められないものと判断する。そこで、同出来事以外の出来事について検討する。

ア 請求人は、平成〇年〇月以降、話の通らない代理店やクレームの多い代理店を担当するなど、業務量のみならず、その質において負担が増加した旨主張す

る。上記のとおり、請求人の発病時期は平成〇年〇月下旬頃と判断されることから、請求人が主張する業務量の増加は、客観的には発病前おおむね6か月より以前の出来事ということになるが、請求人らの主張は同時期から継続的に業務量が増大していたとの趣旨であると判断し、当審査会では、繰り返される出来事と捉え、その困難性について検討する。

(ア) 業務量について、営業スタッフが担当する人数（代理店数）をみると、KチームのスタッフであるL、M両名とも担当人数（代理店数）は36人と述べているところ、事業場のN支店長は、要旨、「全国平均における営業スタッフ一人当たりの担当人数（代理店数）は30人前半から40人であり、当事業場が他店と比べて多いとは言えない。」と述べており、事業場における営業スタッフ一人当たりの担当人数（代理店数）が他の事業場と比較して過重であったとは判断できない。

(イ) 業務の質について、請求人らは、担当代理店の中には、認知症やうつ病にり患した人がおり、対応が著しく困難であった旨主張するが、N支店長は要旨、「対応が煩わしい面はあるが、手のかかる代理店という程度で対応が困難という認識はない。」と述べており、Pチームマネージャーも要旨、「通常に比べて若干の気遣いは必要であるも、営業スタッフとして特別なスキルを求められるものではない。」と述べているところであり、一定の対応の困難さがあったことは否定できないものと推認されるが、請求人の経験並びに業務処理能力からみて、極めて困難であったとまでは認められない。

(ウ) 以上のとおり、発病前おおむね6か月間における請求人の業務について、その量及び質の両面について検討するも、他の事業場と比較して過重な状態にあったとは言えず、請求人自身の業務における心理的負荷についても、過重であったとは判断できない。

イ 請求人らは、平成〇年〇月以降、事業場に欠員が生じたことから、担当人数（代理店数）が47人となり、また、全国でも有名なクレーマーを担当することとなったことから、さらに負担が増加した旨主張する。

同主張は、その内容が業務の過多という上記理由と同じであるところ、一応検討することとした。すると、確かに、この時期から請求人の担当する人数（代理店数）は47人となり、増加していることが認められ、また、経験豊富である故に、請求人には対応困難な代理店が相対的に多く振り分けられた可能性が

ある。しかしながら、請求人が主張するクレマーについて、N支店長及びPチームマネージャーは、ともに全国規模で有名なクレマーというほどではないとし、N支店長は、要旨、「前任のQが極端に対応に苦慮している様子はない」と述べている。また、請求人が主張するクレームの中には、「書類に誤字があった場合にクレームを入れてくることがあった。」という類いのものもあり、これは、事業場のミスに基づくものであり、クレームとはいえないものもある。請求人が主張する一部代理店のクレームが、請求人主張どおりの内容であったとすれば、やや常軌を逸したものであると評価できるものの、前記のような事情に照らすと、請求人らの主張は認められないものである。

ウ 請求人らは、手帳やノートをもとに、監督署長が算定した労働時間は誤っている旨主張することから、当審査会においては、請求人の具体的な資料に基づく申述内容とともに、一件記録から把握できる労働時間について精査した。

請求代理人を含む事業場関係者の申述に基づき、外勤時と内勤時を区別して休憩時間を認定し、また、平成〇年〇月以降については、請求人の申述を採用し、外勤時の始業時刻を40分早め、終業時刻を30分遅らせるなどして請求人の時間外労働時間を算定した監督署長の判断は合理的であり、当審査会としても、請求人の発病前6か月間の時間外労働時間数は、発病前1か月が25時間20分、発病前2か月が17時間50分、発病前3か月が14時間10分、発病前4か月が3時間00分、発病前5か月が10時間10分、発病前6か月が7時間50分となり、発病前1か月の25時間20分が最大であると判断する。なお、請求人らは、食事会等の時間についても労働時間であるとみなすべき旨主張するが、その目的、場所、時間等が特定されておらず、当審査会としてもこれを労働時間とみなすことはできないものである。

エ 以上のことについて、認定基準別表1の具体的出来事「仕事内容・仕事量の(大きな)変化を生じさせる出来事があった」に当てはめて評価した場合に、その心理的負荷の総合評価は、「中」に至る程度と判断する。

(4) 請求人の業務以外の出来事について

請求人は、平成〇年〇月の異動当初に持病の偏頭痛が出たことについて、その原因の一つとして、家族とそれまでより遠くに離れたことをあげており、Pチームマネージャーも、要旨、「請求人の精神的症状については、単身赴任という環境も影響しているのではとっていた。」と述べていることなどからみて、

義父の介護の必要性を含め、この時期、単身赴任による心労があったことが認められる。

- 3 以上のとおりであるので、請求人は、認定基準の対象疾病である本件疾病を発病していたものと判断されるが、請求人の業務による心理的負荷の評価は「強」に至らず、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められない。したがって、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。